

# 令和4年 第3回臨時会・第3回定例会

あ

◆第3回（8月）臨時会は8月9日に開催され、緊急に審議する必要のある案件として、補正予算1件が市長から提出されました。審査の結果、賛成少数により否決されました。

ら

◆第3回（9月）定例会は、9月6日から9月29日までの24日間にわたり開催され、各会計の決算認定の他、報告3件、条例の改正や補正予算など、再議を含む10件が市長から、意見書の提出について1件が議員から提出されました。再議については、記名投票による採決を行い、可否同数となったため、議長において裁決権を行使した結果、否決となりました。その他については、原案のとおり全会一致で可決されました。また、一般質問では9名の議員が登壇し、市の方針等を質しました。

ま

し

## 第3回定例会 市長あいさつ及び提案理由の説明（一部抜粋）

現在、新型コロナウイルス感染症により依然として先行きが不透明な中、複合的に様々な要因が重なり、混沌とした社会が続いています。そのような中でも、本市が本市らしく、持続可能なまちづくりを進めていくことができるのは、本市の強みである「市民力」が根底を支えているからです。

この市民力を、より一層生かすためには、私ども行政は、機動的で柔軟でなければなりません。誰一人取り残されることなく地域で支え合い、豊かな生活を実現できているかという視点で、常にスピード感を持って対応し、確認と改善を繰り返しながら進めていく必要があります。

今後とも、まちの持続的発展に向けて、誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思えるような施策に注力し、将来に希望が持てるまちづくりを実践してまいります。



### 第3回臨時会の経過

※議案の内容は10ページ

8月9日(火)

【本会議】開会

会期の決定、諸般の報告  
議案の上程、説明、質疑、  
委員会付託、委員長報告、  
質疑、討論、採決  
閉会

【予算特別委員会】

### 第3回定例会の経過

※議案の内容は次のページから

9月6日(火)【議会運営委員会】

【本会議】開会

会期の決定、諸般の報告、再議  
議案の上程、提案理由の説明  
委員会付託(請願)

8日(木)【本会議】一般質問

9日(金)【本会議】一般質問

12日(月)【本会議】一般質問

13日(火)【本会議】議案質疑、委員会付託  
(特別委員会設置、委員の選任)

【予算決算特別委員会】(正副委員長の互選)

14日(水)【総務委員会】付託案件の審査

15日(木)【教育厚生委員会】付託案件の審査

16日(金)【経済建設委員会】付託案件の審査

20日(火)【予算決算特別委員会】付託案件の審査

21日(水)【予算決算特別委員会】付託案件の審査

22日(木)【予算決算特別委員会】付託案件の審査

29日(木)【議会運営委員会】

【本会議】委員長報告

質疑、討論、採決

追加日程

議員の派遣

閉会中の所管事務調査

閉会

▼定例会の様子は  
こちらから



## 6 会計決算は認定

補正予算・決算審査のため、「予算決算特別委員会」が設置され、議長を除く16名の委員により、審査が行われました。特別委員長には、栗原 繁議員、特別副委員長には、高木 正議員が互選されました。

審査内容の詳細については、次号の議会だよりでお伝えします。

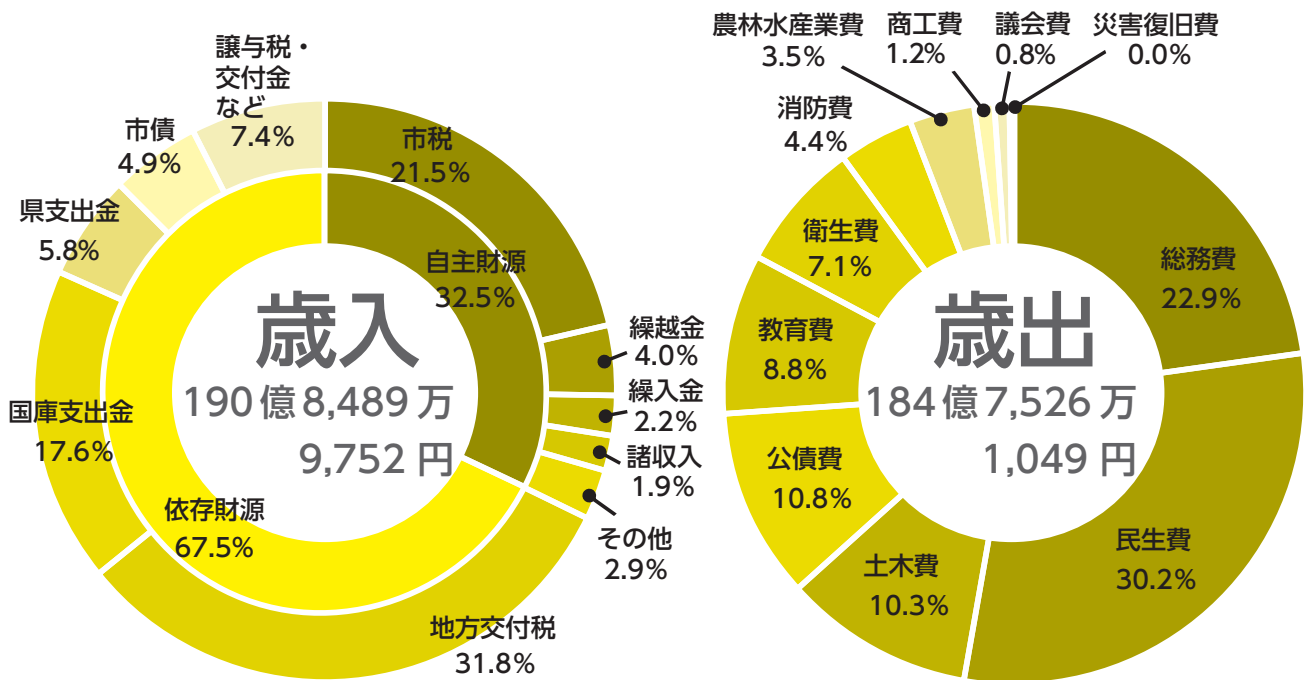
### 監査委員の意見

(一部抜粋)

これまで実施してきた住民サービスなどの事業に加え、新型コロナウイルス感染症を考慮した事業の実施は、財源の確保が必要不可欠であり、適正な予算措置及び執行が求められます。これらを実行するため、社会環境の変化に柔軟に対応するとともに、限られた財政資源の中で最大限の効果が上げられるよう、これまで以上に事業の精査を徹底し、より一層市民生活の安全面、経済面の向上に努められるようお願いするものです。

行方市監査委員 大輪 嘉裕  
宮内 守

## 令和3年度 一般会計の決算状況



## 一般・特別・企業会計別決算

会計名	歳入	歳出	差引残額
一般会計	190億 8,489万 9,752円	184億 7,526万 1,049円	6億 963万 8,703円
国民健康保険特別会計	45億 4,475万 5,992円	45億 3,049万 9,519円	1,425万 6,473円
介護保険特別会計	保険事業勘定	38億 3,634万 8,694円	1億 7,549万 2,921円
	介護サービス事業勘定	1,036万 6,688円	804万 4,194円
後期高齢者医療特別会計	4億 1,093万 7,336円	4億 916万 5,636円	177万 1,700円
水道事業会計	収益的収入及び支出	7億 9,635万 2,777円	1億 6,402万 8,290円
	資本的収入及び支出	1億 4,997万 4,112円	4億 1,740万 6,099円
下水道事業会計	収益的収入及び支出	8億 1,622万 4,609円	4,223万 4,958円
	資本的収入及び支出	3億 6,501万 8,900円	6億 847万 4,411円
合計	303億 9,663万 5,029円	298億 9,777万 6,988円	4億 9,885万 8,041円



※その他、詳細については行方市ホームページをご覧ください。

(<https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/dir009206.html>)

# 主要指標から見た 行方市の財政状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和3年度の行方市健全化判断比率の報告がありました。

・ **実質赤字比率**      **--%**      **(赤字額がないため --%の表示)**  
標準財政規模における一般会計等の赤字の割合を指標化したもの

・ **連結実質赤字比率**      **--%**      **(赤字額がないため --%の表示)**  
行方市のすべての会計を合算して赤字の割合を指標化したもの

・ **実質公債費比率**      **8.3%**

市の実質的な借金が財政規模に占める割合のこと。数値が高いほど返済の負担が重いことを示し、通常3年間の平均値を使用します。

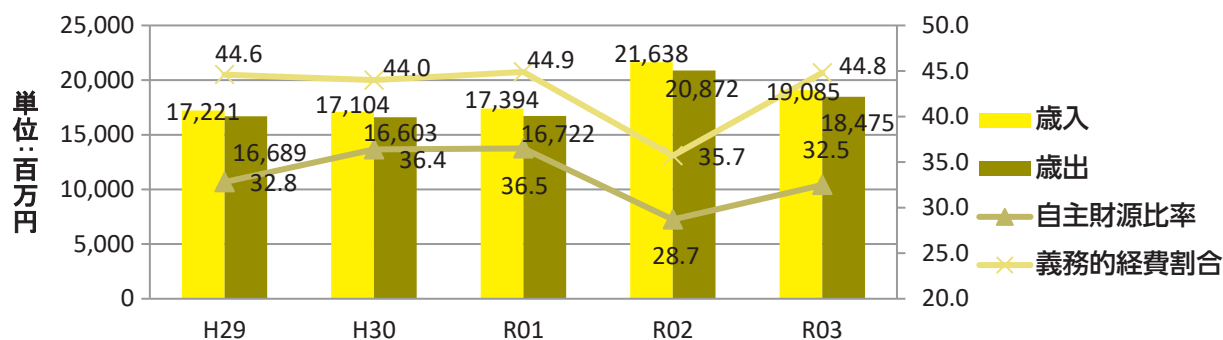
年度 / 項目	比率	県内平均	早期健全化基準
R03	8.3	6.3	25.0
R02	7.9	6.5	
R01	7.4	6.7	

・ **将来負担比率**      **45.3%**

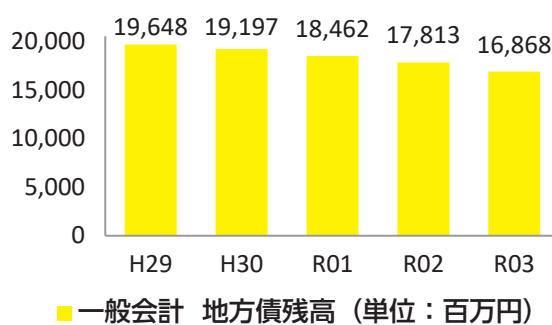
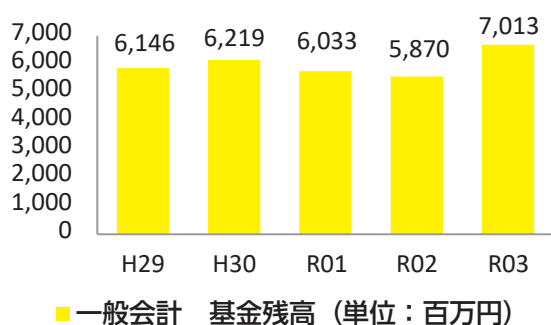
地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

年度 / 項目	比率	県内平均	早期健全化基準
R03	45.3	28.8	350.0
R02	68.3	39.4	
R01	62.6	41.9	

## 5年間の一般会計決算の推移



自主財源比率・・・歳入に占める自主財源（市税、手数料・使用料、寄附金等）の割合  
義務的経費割合・・・歳出に占める義務的経費（人件費、公債費、扶助費等）の割合



# 令和4年第3回行方市議会定例会 付託案件の審査

審査の内容を一部抜粋してお伝えします。議決結果は11ページをご参照ください。

## 総務委員会

行方市過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議決を求めらるるもの

Q 本市の人口減少の現状をどのように捉え、どのような施策があるのか

A いかに関人口減少に歯止めをかけるかということ、子育て世代を対象に公園の整備や子育てに関する施策、市有地を活用した定住に関する施策などを考えています。

Q 雇用の場の確保と企業誘致の考えについて

A 今回のこの計画、また定住移住促進計画と市でも策定をしています。高速道路のメリット等を活かしながら、県と連携し、企業が来てくれるような誘致活動をしていきたいと考えています。

行方市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

国家公務員における育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等の措置に伴い、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第4項の均衡の原則に基づき、国家公務員と同様の措置を講ずるもの

Q 育児休業中における給与の支給について

A 産前産後8週間の休暇については、給与は100%支給となります。その後の育児休業については、生まれてから6カ月間は共済組合の方から給与の67%が給付され、子供が1歳になるまでは50%が支給されます。それ以降については、無給となります。

Q 男性職員の育児休業の取得状況について

A 現在、育児休業を取得している男性職員は1名です。令和2年度から取得しています。



ON AIR

本会議の様子を「なめがたエリアテレビ」にて、

生中継しています。

インターネット（パソコン、スマホ）では、録画中継をしています。

現在、平成29年第2回定例会から令和4年第3回臨時会までがご覧になれます。

準備が整い次第、第3回定例会も公開いたします。



なめがたネット放送局を検索し、市議会録画中継へ



**教育厚生委員会**

請願

行方市手話言語の普及に関する  
条例制定を求める請願

請願の要旨

手話が言語であることの認識に基づき、手話言語を利用しやすい環境の構築に関して基本理念を定め、行方市民の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって、ろう者とりこ者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を目的とし、行方市手話言語の普及に関する条例を制定していただくよう請願する。

【請願者】

鹿行聴覚障害者協会

会長 高木 茂晴

【紹介議員】

土子 浩正

【委員からの意見】

条例の制定に向けては慎重に進めていくことが望ましい。  
誰一人取り残さない社会を作るために、本市としても、手話が普及しやすい環境整備を進めていくという方向性を見いだしてほしい。



審査の結果

採択



～ 議会へ請願・陳情される方へ ～

**請願・陳情とは、市民が市政についての要望や意見を直接「議会」に提出する方法です。**

- ※ 請願書（陳情書）はその要旨、理由を簡単に分かりやすく書いてください。
- ※ 提出年月日、請願（陳情）者の住所、署名又は記名押印してください。
- ※ 請願書は、1人以上の紹介議員が必要で、表紙に自筆による署名又は記名押印が必要です。
- ※ 紹介議員が見つからないときは、陳情書としてください。
- ※ 提出方法については、議会事務局へお問い合わせください。

（表紙例）

〇〇〇に関する  
請願（陳情）書

紹介議員  
署名又は  
記名押印

印

（内容例）

〇〇〇に関する請願  
（陳情）

1. 要旨  
2. 理由

令和 年 月 日  
請願（陳情）者の住所  
署名又は  
記名押印

行方市議会議長 殿

▼令和3年度行方市水道事業会計未処分利益  
剰余金の処分について

令和3年度行方市水道事業会計未処分利益  
剰余金2億8157万1099円のうち  
1億6157万1099円を減債積立金に積  
み立て、1億2000万円を資本金に組み入  
れるもの

▼令和3年度行方市下水道事業会計未処分利益  
剰余金の処分について

令和3年度行方市下水道事業会計未処分利益  
剰余金4644万5379円を減債積立金  
に積み立てるもの

▼行方市道路線の廃止について（2件）

道路法（昭和27年法律第180号）第10条  
第3項において準用する同法第8条第2項の  
規定により、議決を求めるもの

▼行方市道路線の変更について（9件）

道路法（昭和27年法律第180号）第10条  
第3項において準用する同法第8条第2項の  
規定により、議決を求めるもの

▼行方市道路線の認定について（1件）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条  
第2項の規定により、議決を求めるもの



委員からの意見

高速道路の工事が完了した後には、市道路  
線図の更新も検討していただきたい。



委員会レポート

広報委員会「市民の声」を議長に提出しました  
期日：10月5日 委員長：貝塚 俊幸

毎号の議会だよりに掲載している「市民の声」（令  
和3年8月発行分～令和4年5月発行分まで）を、  
広報委員会から議長に提出しました。

この「市民の声」は、議長から各委員会の委員長  
へと伝え、今後の委員会活動に活かされます。



（左から）  
貝塚 俊幸 委員長、岡田 晴雄 議長、  
藤崎 仙一郎 副委員長

## 予算決算特別委員会

### 【追加議案】

#### ▼令和4年度行方市一般会計補正予算(第6号) ことごと

一般会計に補正の必要が生じたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により提案され、○文化会館維持管理事業に係る改修工事の進め方及び防衛省による助成事業について○スクールバス利用料管理システム導入に伴い生じる利点及び年間のシステム導入用料について 等、質疑応答を重ねました。討論はありませんでしたが、原案に対し異議があったので、起立により採決を行い、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

■行方市文化会館大規模改修工事請負費、環境美化センター基幹的設備改良工事 等

※詳細は12ページ

#### ▼令和4年度行方市介護保険特別会計補正予算(第1号) について

介護保険特別会計に補正の必要が生じたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、提案され、可決すべきものと決しました。

※詳細は12ページ

## 各委員会への付託が省略された議案

議決結果は11ページをご参照ください。

#### ▼議案第35号令和4年度行方市一般会計補正予算(第5号) ことごとの再議 ことごと

地方自治法(昭和22年法律第67号)第176条第4項の規定により、市長が再議に付したもの

#### 【再議の理由】

「議案第35号令和4年度行方市一般会計補正予算(第5号) について」(以下「本件議案」という。)について、原案及び修正案いずれの表決についても、行方市議会会議規則(以下「会議規則」という。)第70条第1項の規定による起立により表決をとり、8名が起立し、賛成少数として否決となった。

表決に先立ち、会議規則第51条の規定による本件議案に対する発言通告書が議長に提出され、質疑が行われた。会議規則第55条第1項の規定では、発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたる、又はその範囲を超えてはならないとされ、会議規則第55条第3項の規定では、議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができないとされているが、議員の発言の中で、議題の範囲を超えたり、自己の意見を述べる発言が

認められた。

会議規則第70条第2項の規定では、議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならないとされている。また、地方自治法(以下「法」という。)第116条の規定では、この法律に特別の定がある場合を除くほか、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによるとされている。

本件議案の議決(以下「本件議決」という。)に際しては、原案及び修正案いずれについても起立による表決のみで決しており、可否同数の確定がされていないこと、また、可否同数の場合の議長裁決もされていないことから、本件議決は適切でないと判断し、法第176条第4項の規定により再議に付するものである。

#### ■「再議」とは

自治法に基づく再議には、長が任意に拒否権(一般的拒否権)を行使し、やり直しを求める再議と、法定事由がある場合に長が義務的に拒否権(特別的拒否権)を行使し、やり直しを求める再議の2つがある。

(地方議会運営辞典より抜粋)

議員発議

「行方市手話言語の普及に関する条例」制定を求める意見書の提出について

採択された請願第1号の趣旨に基づき、手話言語の理解と広がりをもってろう者とう者以外の人たちが地域で支え合い、手話言語を使って安心して暮らすことができる地域社会の構築を市として実現する必要があるため、早期に「行方市手話言語の普及に関する条例」制定を強く要望するべく、市長へ意見書を提出するもの（内容は下記のとおり）



茨城県手話通訳者協会の通訳者による本会議での手話通訳の様子

「行方市手話言語の普及に関する条例」制定を求める意見書

手話は、音声言語の日本語と異なる言語であり、会話をするとき、手指や体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、互いを理解し、知識を蓄え、文化を創造するための手段として、手話を大切に育んできました。

近年になって、障害者の権利に関する条例や障害者基本法において、手話が言語であることが明記され、国際的にも認知されるようになってきましたが、社会における手話に対する認識は、広く共有されているとは言えません。

手話を必要とする全ての人が、日常生活及び社会生活において、手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることのできる社会を実現するためには、私たち一人一人が、手話がかけがえのない言語であることについて理解を深めるとともに、手話を普及させ、使用できる環境を整備していくことが重要と考えられます。

つきましては、本市においても、手話が言語であるとの認識に基づき、全ての市民が手話への理解を深め、共に支え合う地域社会を実現することを目指し、「行方市手話言語の普及に関する条例」を制定していただきますようお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年9月29日

（提出先） 行方市長

行方市議会

意見書を提出しました。

令和4年第3回（9月）定例会において審議された意見書は、全員一致で可決されました。可決された意見書は、10月7日に、岡田晴雄議長から鈴木周也市長へ手渡されました。



意見書を手渡しました  
（左から）鈴木 裕 教育厚生委員長、大原 功坪 副議長、岡田 晴雄 議長、鈴木 周也 市長



※意見書の全文はホームページでもご覧いただけます。

(<https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/page011305.html>)



議決結果は 11 ページをご参照ください。

## 提出議案

### 令和4年度行方市一般会計補正予算(第5号)について

一般会計に補正の必要が生じたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、提案するもの

■ 庁舎建設基本設計業務委託料、行方市文化会館大規模改修工事請負費

## 予算特別委員会

### 【予算特別委員会の審査の経過】

質疑終結の後、修正動議がなされました。提出理由の説明の後、  
○ 庁舎建設が遅れることで、市民及び職員の安全性の確保や市民サービスの低下について  
○ 行方市文化会館大規模改修工事請負費の9590万9千円の増額分が市民負担になることへの懸念、入札の透明性について

等の質疑がなされました。

その後、原案及び修正案の討論を行い、賛成反対それぞれ発言がなされ、

○ 特別委員会で結論が出ていない

中での庁舎建設に伴う予算計上は時期尚早ではないか

○ 耐震調査がなされていない庁舎

での行政運営は問題があり、一刻も早い耐震がなされた庁舎建設を望む等の討論がなされました。

採決では、提出された修正案が可決すべきものと決しましたので、次に、修正部分を除く原案について採決を行い、賛成多数により可決すべきものと決しました。

なお、採決終了後、委員より少数意見の留保の申し出がありました。賛成者がありましたので、少数意見の留保をしました。

### 【予算特別委員会の結果について】

#### ● 修正可決

## 本会議において 賛否が分かれた議案

### 議案賛否一覧表 (賛成=○、反対=×、棄権=△、欠席=-、議長=■)

賛否が分かれた議案と賛否結果		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	18	賛否結果
		中城かおり	伊勢山仙寿	高野 市郎	阿部孝太郎	藤崎仙一郎	小野瀬忠利	栗原 繁	土子 浩正	貝塚 俊幸	鈴木 裕	宮内 守	高橋 正信	小林 久	高木 正	大原 功坪	高柳孫市郎	岡田 晴雄	
第3回臨時会	議案第35号修正案		○	○				○		○	○	○			○		○	■	否決
	議案第35号	○			○	○	○		○				○	○		○			■
第3回定例会	議案第35号(再議第1号)	○	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	○	○	×	○	×	否決	否決

※第3回臨時会においては、議案第35号修正案及び議案第35号について、賛成者を起立させ、表決を行いました。  
 ※議長は通常、表決に加わりませんが、議案第35号(再議第1号)については、記名投票による表決を行い、可否同数となったため、議長において裁決権を行使しました。  
 ※棄権は表決する権利を行使しなかった場合です(棄権は退席を含みます)。

## 令和4年第3回行方市議会臨時会 提出議案議決結果

《市長提出議案》

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
議案第35号	令和4年度行方市一般会計補正予算（第5号）について	否決	予算特別委員会

## 令和4年第3回行方市議会定例会 提出議案議決結果

《市長提出議案》

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
再議第1号	議案第35号令和4年度行方市一般会計補正予算（第5号）についての再議について	否決	—
議案第36号	行方市過疎地域持続的発展計画の変更について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第37号	行方市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第38号	令和3年度行方市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決 (全会一致)	経済建設委員会
議案第39号	令和3年度行方市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決 (全会一致)	経済建設委員会
議案第40号	行方市道路線の廃止について	原案可決 (全会一致)	経済建設委員会
議案第41号	行方市道路線の変更について	原案可決 (全会一致)	経済建設委員会
議案第42号	行方市道路線の認定について	原案可決 (全会一致)	経済建設委員会

《議員提出議案》

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
発議第3号	「行方市手話言語の普及に関する条例制定」を求める意見書の提出について	原案可決 (全会一致)	—

《請願・陳情》

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
請願第1号	行方市手話言語の普及に関する条例制定を求める請願	採択	教育厚生委員会

※ ■色が付いたものは賛否の分かれた議案です。

## 本会議の内容を知りたい「行方市議会 会議録検索システム」

本会議の内容は、なめがたエリアテレビや、インターネット録画中継でもご覧になれますが、会議の公式記録は会議録となります。会議録は、インターネットにて**全文を確認できます**。

市議会ホームページで「会議録」を選択してください。



## 第3回（9月）定例会で補正された予算（令和4年度・追加議案）

議案番号	補正額（総額）	主な内容	議決結果
議案第 43 号 一般会計 (第 6 号)	5 億 3,091 万円 増額 (179 億 8,946 万 3 千円)	・高度処理型浄化槽設置推進事業（高度処理型合併浄化槽設置補助金） / 4,262 万 9 千円 ・環境美化センター基幹的設備改良事業（基幹的設備改良工事） / 8,884 万 9 千円 ・文化会館維持管理事業（行方市文化会館大規模改修工事請負費） / 3,867 万 2 千円 など	原案可決 (全会一致)
議案第 44 号 介護保険特別会計 (第 1 号)	2,271 万 3 千円 増額 (39 億 9,371 万 3 千円)	・総合相談事業費（実施設計委託料、地域包括支援センタートイレ改修工事） / 963 万 6 千円 ・国庫支出金等償還金 / 1,298 万 9 千円 など	原案可決 (全会一致)

※議案第 43 号及び議案第 44 号は予算決算特別委員会に付託されました。

## 決算認定（令和3年度）

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
認定第 1 号	令和 3 年度行方市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定 (全会一致)	予算決算特別委員会
認定第 2 号	令和 3 年度行方市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定 (全会一致)	予算決算特別委員会
認定第 3 号	令和 3 年度行方市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定 (全会一致)	予算決算特別委員会
認定第 4 号	令和 3 年度行方市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定 (全会一致)	予算決算特別委員会
認定第 5 号	令和 3 年度行方市水道事業会計決算認定について	原案認定 (全会一致)	予算決算特別委員会
認定第 6 号	令和 3 年度行方市下水道事業会計決算認定について	原案認定 (全会一致)	予算決算特別委員会

## スマホで読める！議会だより デジタルブック配信しています

- ブラウザでもアプリでも、スマホやタブレットで読めます。
- 10言語で読めます。
- 音声読み上げもできます。
- 文字サイズを調整できます。

※ブラウザは音声読み上げに対応しておりません。  
音声読み上げには無料アプリ（カタポケ）のインストールが必要です。

※ デジタルブックの配信は発行日の10日後となります。

無料アプリ『カタポケ』  
このアイコンが目印です。

